

鹿児島市公共掲示板（公共掲示面）広告掲出基準

平成28年3月29日制定

令和4年3月16日改正

（趣旨）

第1条 この基準は、鹿児島市公共掲示板の公共掲示面に掲出する広告物について、掲出基準その他必要な事項を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 鹿児島市公共掲示板は、違反広告物を無くしまちを美しくするとともに、市民への情報発信の場を提供する目的で設置していることから、公共掲示板としての品位を損ねることなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、その内容及び表現はこれにふさわしい信頼性を持てるものでなければならない。

（規制業種又は事業者）

第3条 次の各号に掲げる業種又は業者の広告物の掲出は認めない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) ギャンブル（公営のものを除く。）に係るもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (5) 金融商品取引業（ただし、国債並びに地方債の取引に係るものを除く。）又は商品先物取引業に係るもの
- (6) 法律に定めがない医療類似行為を行う施設
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生・再生手続開始の申立てがあるもの
- (8) 市税及び使用料などの本市に対する債務を滞納しているもの並びに本市が定める指名停止等の措置を受けているもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体又はその構成員
- (10) 前各号に定めるもののほか、社会問題を起こしている業種又は業者

（広告掲載等の内容の基準）

第4条 次の各号に掲げる内容を含むものの掲出は認めない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- (4) 氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの
- (5) 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- (8) 広告の目的や内容が不明確なもの
- (9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
- (10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
- (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- (12) 債権の取立て、示談の引受け等を表現しているもの
- (13) 広告掲載等の内容に無関係で必然性のない裸体の写真及びイラストなど、性に関する表現をしているもの
- (14) 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの
- (15) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現をしているもの
- (16) 20歳未満の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現をしているもの
- (17) 世論が大きく分かれているもの
- (18) 市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
- (19) 市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (20) その他不適切であると認められるもの

(周知)

第5条 第3条及び第4条については、公共掲示板抽選会場等で周知を図るとともに、鹿児島市屋外広告物条例（平成8年条例第4号）に基づく許可を行う際、申請者にも確認することとする。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準の施行前の公共掲示板予約抽選会で当選したものについては、適用しない。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準の施行の直前に屋外広告物許可申請の期限を迎えるものについては、適用しない。